

# 普通車講習用テキスト 訂正表

法改正にともない、以下のように訂正してご使用いただきますようお願いいたします。

P.13

## 高速自動車国道の本線車道における最高速度と最低速度

自動車の種類		最高速度	最低速度
大型乗用自動車 中型乗用自動車 車両総重量8トン未満、 最大積載量5トン未満、 および乗車定員10人以下の 中型貨物自動車 普通自動車 (三輪、けん引を除く)		100 km/h	
大型自動二輪車 普通自動二輪車 * 2			50 km/h
上欄以外の自動車	大型貨物自動車 車両総重量8トン以上、 最大積載量5トン以上、 または乗車定員11人以上の 中型貨物自動車		80 km/h
	三輪の自動車		
	大型特殊自動車		
	けん引自動車		

### この表の最高速度や、最低速度が適用されない場合

本線車道が道路の構造上往復の方向別に分離されていない区間では、この表の適用はなく、一般道路と同じです。

P.15

## 2 けん引自動車(トレーラー)などの通行区分

しゃりょうつうこうたい こうそくじどうしゃこくどう ほんせんしゃどう うんてん  
 車両通行帯のある高速自動車国道の本線車道では、運転するにあたってけん引免許が必要な自動車は、ひつよう じどうしゃ とくてい ばあい のぞ ひだりがわ しゃりょうつうこうたい  
 特定の場をを除き、もとも左側の車両通行帯を通行しなければなりません。つうこう じどうしゃせんようどうろ ひょうしき ひょうじ し  
てい くかん かぎ  
 定された区間\*1に限りませす。)

ひょうしき ひょうじ おおがたかもつじどうしゃとう つうこうくぶん しでい  
 また、標識や標示により大型貨物自動車等の通行区分が指定されている区間\*2では、おおがたかもつじどうしゃ とくていちゅうがたかもつじどうしゃ おおがたくしゅじどうしゃ  
 大型貨物自動車と特定中型貨物自動車、大型特殊自動車は、つうこうくぶん したが つうこう  
 その通行区分に従って通行しなければなりません。